

水素社会の実現に向けた取組について

持続可能な社会の実現に向けた地球温暖化対策が世界的な共通の課題となっている中、利用の段階で二酸化炭素を排出しない水素エネルギーは、家庭用燃料電池（エネファーム）や燃料電池自動車としてようやく実用段階に入った。こうした水素関連製品は我が国の高い技術力の結晶であり、水素エネルギーの普及による経済波及効果は大きい。さらに、燃料電池自動車や燃料電池バスなどは、災害時の非常用電源としての利用も可能である。

我が国では燃料電池自動車の市販が平成26年に開始され、水素ステーションの整備が進むなど水素エネルギーをめぐる企業の動きは日々活発化してきている一方、コスト低減、インフラ整備、規制緩和、更なる技術開発など多くの課題があり、官民一体となった水素エネルギーの普及拡大策が求められている。また、ラグビーワールドカップ2019や2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に国内で水素エネルギーの普及拡大を図ることは、我が国の環境先進技術を世界に対しアピールすることになる。

全国人口の約3割を擁する九都県市首脳会議の構成自治体では、こうした課題を踏まえ、水素エネルギーの普及に向け、様々な取組を展開しているところである。

国におかれても、平成28年3月に改訂した「水素・燃料電池戦略ロードマップ」に沿って、水素エネルギーの普及に向けた着実な取組を進めることが必要である。そこで、特に次の事項について国に対して要望する。

1 水素ステーション設置・運営に係る補助制度の継続・運用の緩和

燃料電池自動車の普及には、車両の普及に並行した水素ステーションの整備が不可欠であることから、「水素・燃料電池戦略ロードマップ改訂版」に沿い、水素社会の実現に向けて、水素ステーションの整備を着実に推進し、水素ステーションの設置・運営に係る財政支援を継続的に行うこと。

あわせて、現在、国の補助金を活用して整備した移動式水素ステーションについて、その運用箇所は、原則2箇所までとされているが、近隣に水素ステーションが存在しない「空白地域」を早期に解消するため、既存の運用箇所に支障のない範囲において、追加等を認めること。

2 水素ステーションに係る規制緩和の更なる推進

「水素・燃料電池戦略ロードマップ改訂版」に掲げる水素ステーションの整備目標（2025年度までに320箇所程度）を達成するためには、更なる整備拡大に向けた規制緩和等の措置が必要であるため、安全性の確保を前提として、「規制改革実施計画（平成29年6月閣議決定）」に掲げる規制見直し項目を着実かつ速やかに推進すること。

3 燃料電池バスの普及促進支援

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の移動手段として、環境面で期待される燃料電池バスが市場投入されたことから、将来的な燃料電池バスの普及目標台数を早急に示すこと。あわせて大幅なコストダウンが進むまでの期間、購入者等に対する国による補助制度を継続し、予算規模も拡充すること。特に平成29年度「地域交通のグリーン化に向けた次世代環境対応車普及促進事業」において引き下げた燃料電池バス車両導入への補助割合について、速やかに従前の水準（2分の1）に戻すこと。

また、大量の水素需要が見込まれる燃料電池バスに対応する水素ステーションの整備への財政支援を継続的に行うとともに、既存の水素ステーションにおけるバス対応等に伴う設備改修等についても支援を行うこと。

4 燃料電池の用途拡大

燃料電池車両の普及促進に向けては、多くのユーザーのニーズに応えられるよう、燃料電池自動車や、燃料電池フォークリフトをはじめとする産業用車両の用途拡大及び車種の多様化を図るとともに、その他燃料電池技術を活用した新たな製品の開発に対するメーカー等への支援を実施すること。

平成29年11月14日

経済産業大臣 世 耕 弘 成 様
国土交通大臣 石 井 啓 一 様
環 境 大 臣 中 川 雅 治 様

九都県市首脳会議

座長	相模原市長	加山俊夫
	埼玉県知事	上田清司
	千葉県知事	森田健作
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	林文子
	川崎市長	福田紀彦
	千葉市長	熊谷俊人
	さいたま市長	清水勇人